

教育支援資金の ご案内

生活福祉資金の教育支援資金は、学校教育法に規定する高校・短大・大学等に入学する際に必要な費用や就学に必要な費用を無利子でお貸付けする貸付制度です。

原則として、修学する本人が資金の借受人（借入申込者）になり、世帯の生計中心者が連帯借受人（連帯借入申込者）となって資金の貸付けを行います。

貸付対象

低所得世帯（世帯の総収入が生活保護基準額の1.6倍以下の世帯）

●生活福祉資金制度は、相談と貸付けを組み合わせる貸付制度ですので、ご利用にあたっては、申込みから償還（返済）が完了するまで、市町村社会福祉協議会や民生委員が相談支援を行います。相談支援を受けることが貸付の要件になります。

●他の制度の利用が優先となります。他の制度には、次のようなものがあります。

日本学生支援機構の給付型奨学金、第一種（無利子）貸与型奨学金や熊本県育英資金、各市町村の奨学金、母子父子寡婦福祉資金、国の教育ローン（日本政策金融公庫）など

●全国の生活福祉資金等（臨時特例つなぎ資金含む）を滞納している方及びその連帯保証人が属する世帯は貸付対象外です。

資金種類及び貸付条件

資金の種類	就学支度費	教育支援費
資金用途	入学金、教科書、学用品、制服、体育着、靴、靴、通学用自転車などの経費	授業料、施設整備費、実験実習費、通学に必要な交通費など、修学するのに必要な経費
貸付限度額	【入学時1回のみ】 500,000円以内	【月額】※1 高等学校※2 35,000円以内 短期大学※3 60,000円以内 高等専門学校 60,000円以内 大学※4 65,000円以内
貸付利子	無利子（延滞利子 年3%）	
連帯保証人	不要 （世帯内で連帯借受人が必要です。連帯借受人を設定できない場合は、連帯保証人が必要です。）	
据置期間	卒業後3か月以内	
償還期間	据置期間経過後20年以内	

※1 特に必要と認められる場合は、貸付限度額の1.5倍の額で借入申込み可能

※2 高等学校には中等教育学校の後期課程や特別支援学校の高等部、専修学校高等課程を含む。

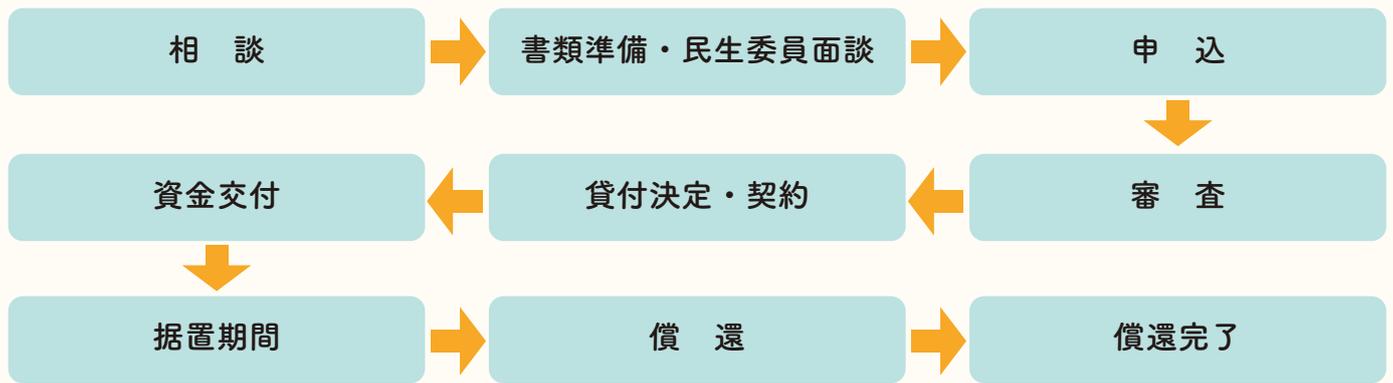
※3 短期大学には専門職短期大学や専修学校専門課程を含む。

※4 大学には専門職大学を含む。



貸付相談・申込み・審査

*相談から償還完了までのながれ



- 貸付相談・申込みの窓口は、お住まいの市町村社会福祉協議会です。
- 未払費用のみ貸付対象とします。(発注・購入・支払済みの費用は対象外)
- 教育支援費と就学支度費を同時に借入申込みすることができます。
- 書類審査がありますので、相談から貸付決定・送金まで概ね1～2か月を要します。提出書類に不備や不足があった場合には、更に日数がかかる場合があります。
- 次のような場合には、貸付不承認となることがあります。
 - ・申込書類に虚偽の申告をされている場合
 - ・資金使途が制度の趣旨や資金の目的と合致しない場合
 - ・負債の状況から貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合
 - ・世帯に暴力団構成員がいる場合
 - ・熊本県社会福祉協議会が行う審査にあたって、各種調査に応じていただけない場合



留意事項

- 金銭消費貸借契約（お金の貸し借りについての契約）を結ぶ際、借受人が未成年の場合は法定代理人（親権者、未成年後見人等）の同意が必要です。
- 貸付金の送金は、就学支度費は一括、教育支援費は上半期分・下半期分（6か月分）の年2回です。
- 貸付金を分割交付する場合は、送金する予定の貸付金の必要性を確認します。貸付継続の必要性を確認後、貸付金を送金します。
- 貸付決定後に他の制度の利用が決定された場合、本資金を途中辞退していただきます。
- 借受人が卒業後、上級学校（大学院を除く）に進学する場合には、世帯の状況により、その間の償還（返済）を猶予することができます。

※詳しくはお住まいの市町村社会福祉協議会にお問合せください。

制度に関すること



社会福祉法人
熊本県社会福祉協議会

〒860-0842
熊本市中央区南千反畑町3番7号
熊本県総合福祉センター内（福祉資金課）
TEL 096-223-6762
FAX 096-324-5456

相談・申込の窓口

お住まいの市町村社会福祉協議会へ